

地方団体に対して交付すべき令和六年度の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（概要）

〔ポイント〕

○ 決定・交付時期、算定項目いずれも令和５年度と同様

1 令和６年度分の決定時期・交付時期（第１条）

令和６年９月及び令和７年３月において、令和６年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

2 令和６年度分の震災復興特別交付税額の算定方法等

（１）令和６年度９月分

① 新規算定額（第２条）

各算定項目（別紙ア～ウ）の合算額とする。

② 過大・過少算定及び返還（第３条）

ア 令和６年度９月分として交付する額は、新規算定額（第２条分）から、令和５年度に減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。

イ 令和６年度９月において、加算・減算した後の算定額が負数となる場合は、当該負数となる額の全部又は一部を返還させる。

（２）令和６年度３月分

① 新規算定額（第４条）

各算定項目の合算額から令和６年度９月分の新規算定額を控除した額とする。

② 加算・減額（第５条）

令和６年度３月分として交付する額は、新規算定額（第４条分）から、令和６年度９月分で減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。

※なお、算定額が負数となる場合には当該額を０とする。また、当該減額できない額については令和７年度分から減額する。

3 令和６年度分の交付の特例（第６条）

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、令和６年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

4 施行期日

令和６年４月下旬予定（公布の日）

ア 直轄・補助事業の地方負担額

- 23年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第1号・第2号)
- 23年度補正予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第3号)
- 24年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第4号)
- 24年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第5号)
- 25年度当初・補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第6号・第7号)
- 25年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業（基金事業）の一般会計負担額 (第8号)
- 26年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第9号)
- 26年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の一般会計負担額 (第10号)
- 27年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第11号)
- 27年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の一般会計負担額 (第12号)
- 28年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第13号)
- 28年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第14号)
- 28年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第15号)
- 28年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第16号)
- 28年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第17号)
- 29年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第18号)
- 29年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第19号)
- 29年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第20号)
- 30年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第21号)
- 30年度予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第22号)
- 30年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第23号)
- R元年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第24号)
- R元年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第25号)
- R元年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第26号)
- R元年度補正予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第27号)
- R元年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第28号)
- R2年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第29号)
- R2年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第30号)
- R2年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第31号)
- R3年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額 (第32号)
- R3年度当初予算による補助事業（基金事業）に係る地方負担額（措置率95%） (第33号)
- R3年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等（基金事業）の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第34号)
- R4年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額 (第35号)
- R4年度当初予算による補助事業に係る地方負担額 (第36号)
- R4年度当初予算による補助事業に係る地方負担額（措置率95%） (第37号)
- R4年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額 (第38号)
- R4年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の
一般会計負担額（一部で措置率95%） (第39号)

○ R5年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額	(第40号)
○ R5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額	(第41号)
○ R5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)	(第42号)
○ R5年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額	(第43号)
○ R5年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の 一般会計負担額(一部で措置率95%)	(第44号)
○ R6年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額	(第45号)
○ R6年度当初予算による補助事業に係る地方負担額	(第46号)
○ R6年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)	(第47号)
○ R6年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額	(第48号)
○ R6年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の 一般会計負担額(一部で措置率95%)	(第49号)

イ 地方単独事業費

○ 単独災害復旧事業費	(第50号)
○ 災害復旧事業費・リ災世帯数等に基づく算定	(第51号～第53号)
○ 中長期職員派遣、職員採用	(第54号・第55号)
○ 福島県の警察官の増員	(第56号)
○ 非常勤職員公務災害補償	(第57号)
○ 被災児童・生徒等スクールバス	(第58号)
○ 選挙	(第59号)
○ 原発事故関係(除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、 避難元市町村と避難住民との関係維持支援)	(第60号～第63号)
○ 復興支援員	(第64号)
○ メンタルヘルス対策	(第65号)
○ 震災減収対策企業債に係る利子支払額	(第66号)

ウ 地方税等の減収額

○ 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額	(第67号)
○ 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額	(第68号・第69号)